

平成 29 年 10 月 2 日

生徒・保護者 各位

古仁屋高等学校

選挙運動及び政治的活動に係る基本的な考え方及び注意事項

- 1 選挙運動及び政治的活動については、生徒個人の考え方を尊重する。ただし、生徒は、その行為等について法令及び校則を遵守する。
- 2 18 歳に達した生徒は、責任と自覚をもって 1 票を投じる。
- 3 保護者は、生徒の行動を見守りつつ、自主性を尊重し良識ある言動や行動を促す。
- 4 校内又は学校の教育活動内において選挙運動や政治的活動を行うことは、公教育における政治的中立性を確保するために、これを禁止する。
- 5 放課後や休日等に学校外で行われる選挙運動や政治的活動は、保護者の責任の下、生徒自身が判断して行う。ただし、違法なもの、不適切なものになるおそれが高いと予想される場合には、これを制限又は禁止する。
- 6 選挙運動や政治的活動に参加する場合は、午後 8 時までとする。午後 8 時を過ぎて政治的活動に参加する場合は、「夜間外出届出書」を事前に提出するとともに帰宅まで保護者が見届ける。また、11 時以降については、深夜徘徊になるので保護者同伴であっても慎む。
- 7 選挙運動や政治的活動を主催する場合は、「集会実施 特別許可願」を事前に提出し学校の許可を得る。
- 8 金銭や贈り物などの授受については、絶対にあってはならない。誘われても毅然とした態度で断る。
- 9 公職選挙法等の法令に抵触するような行為があった場合は、校則に準じて指導する。
- 10 満 18 歳未満の者は選挙運動を行うことはできない。